

令和3年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 10名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 田代和弘
齋藤英次 境 良一 鎌賀和夫 太田桂子
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
谷山次則 松下清史
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 宮本久美子 中村英子
6. 議 事
(1) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
(2) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
(3) 議案第21号 農用地利用集積計画の同意について
(4) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 それでは定刻となりましたので令和3年第5回の総会を開催いたします。
 本日は、谷山、松下委員が欠席ですが、定数の過半数をこえますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。
 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 梅雨に入り田植えの時期ともなり皆様お忙し折と思えます。熊本県においてもコロナの蔓延防止対策が13日で解除となる見通しです。また、コロナワクチン接種者も全国で約11パーセントの方が済ませ、まだま

だ接種率は低いのですが、10月までには皆様も接種が出来るとのこと
です。熊本県内でも日10名程度と減少傾向にはありますが、通年です
と、7月、8月で研修旅行を実施していましたが、今少し自粛の程よろ
しくをお願いします。また、事務局より事務変更説明があると思います。
どうぞよろしくお願いします。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業
委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委
員の指名ですが、議長において指名するという事でよろしいでしょ
うか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと中村委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後か
ら事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっ
ています。確認委員さんには説明をお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第19号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申
請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の宮本委員から説明をお願い
します。

宮本委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり
でありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。
申請地までの通作距離は約2km, 農業年数50年以上, 農機具を所有し,
主たる作物は、米, 露地野菜になり, 3条の要件は満たしているもの
と思われます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。
申請地までの通作距離は100m、農業年数50年、農機具を所有し、主たる作物は稲になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 以上で議案第19号について2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第20号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。申請番号1番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、4ページです。

申請人は、境目町に居住する個人であり、現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅を新築する土地を探していたところ、実家付近である祖父所有の申請地が、小学校へも近いため適していると考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に、花園小学校および花園幼稚園があるため、第3種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明いたします。地図は、5ページです。

申請人は、長浜町で漁業を営む個人であり、居住地に隣接する申請地に海苔干し場兼資材置場を設けたいと思い、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。次に、申請番号3番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は、6ページです。申請人は、宇城市三角町でレストランを営む個人であり、以前から申請地の区域に、店舗兼住宅を建築し移転したいと考えており、申請地は、海に見える高台で、無償で借地できるとのことでしたので、店舗兼住宅を構えるにあたって適した場所であると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われませんが、判断が難しく、地域の農業委員会委員と現地確認を行い、農地区分は第2種農地と判断いたしました。なお、申請地の形状として、南西に細く伸びている部分がありますが、これは、申請地左側に水路が通っており、合併浄化槽で処理した汚水・雑排水を排水するために必要な部分になりますので、転用可能と考えられます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。次に、申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、7ページです。

申請人は、福岡県春日市に居住する個人であり、現在、福岡県春日市に住んでおりますが、リモートで仕事ができることになったため、熊本に引っ越し、実家に隣接する母所有の申請地に住宅を新築しようと考え、今回の転用申請となりました。

なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は、8ページです。

申請人は宮崎県宮崎市で不動産業を営む法人であり、申請地が、上下水道の整備がされており、住環境が整っていると考え、今回の転用申請となりました。

なお、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。以上で議案第20号について5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。続きまして、議

案第21号「農地利用集積計画の同意」について事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。11ページをご覧ください。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。

それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。

48番は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定です。現在の契約期間が満了するため再契約となります。

49番から52番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。この内52番につきましては、農地の名義人は亡くなっておられますが、ご遺族の同意に基づいて利用権の設定を行うものです。

次の⑦から12ページの⑨につきましては、農業公社を介した農地の売買案件です。農業公社を介した場合、最初に、農地の出し手から農業公社が農地を買い入れ、次に、農業公社が農地の受け手へ農地を売り渡すこととなります。今回の総会では、農業公社から農地の受け手へ農地を売り渡すものを上程しています。以上です。

改めて、47番、53番、⑥につきましてはご説明いたします。

47番は、農業経営基盤強化促進法に基づく新規の利用権の設定です。

53番は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。52番と同様にご遺族の同意に基づいて利用権の設定を行うものです。

⑥は、農業公社を介した農地の売買案件です。⑦と同様に農業公社から農地の受け手へ農地を売り渡すものです。以上です。

利用権の設定の合計を報告します。13ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が2万712㎡、畑が347㎡、樹園地が1万263㎡、合計3万1,322㎡となっています。次に14ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第5回総会時点での累計は、利用権の設定が19万9,696㎡、所有権の移転は2万7,314㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

鎌賀委員 公社を介した場合のメリットはなにか。

事務局 登記手数料が不要なことと、税控除が受けられる点です。
本田英二 逆に、デメリットはあるのか。
推進委員

事務局 特にありませんが、この適用が出来るのは、農振地域だけであることと、2回の総会での上程が必要なため少し時間を要します。

中村委員 52番の件は、所有者が亡くなり親子関係での貸し手となっているがどの様なことか。

事務局 相続の場合は、該当者すべての同意が必要であるが、未相続の場合相続権者の2分の1の同意があれば良い。今回、2分の1の同意を得ている。

境会長 他に意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第21号は承認します。続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は、議案書のとおり2件の案件が上程されています。

境会長 事務局より説明がありました。ご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第4号は承認します。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。これをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

上村局長 ありがとうございます。それでは、閉会のご挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上で第5回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 宮本 久美子 印

議事録署名人 中村 英子 印